

令和4年度 総合相談窓口(ブランチ)事業評価指標に基づく評価結果
 【評価期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日】

事業実施基準		ブランチ		区	此花区
				No.	9
				総合相談窓口(ブランチ)	春日出
運営体制	1 職員の適正配置		事業評価指標に基づく評価結果		○
	専門性の確保	2 計画的な研修実施			○
		3 市主催研修への参加			○
		項目総合			○
	4 緊急時の体制整備				○
	5 苦情解決体制の整備				○
	6 個人情報の保護				未
業務別取り組み	ネットワーク構築の補助	7 地域ケア会議の開催			○
		8 ブランチ連絡会への参加			○
		9 地域関係者との連携			○
		10 包括との協働・課題のまとめ			○
		項目総合			○
	総合相談	11 相談実件数の基準要件			○
		12 相談延件数の基準要件			○
		13 介護予防対応			○
		14 事例フォロー			○
		項目総合			○
	認知症高齢者等支援	15 情報共有			○
		16 会議への参画			○
		項目総合		○	
	権利擁護・虐待防止	17 初動期対応・連携		○	
		18 成年後見制度の相談対応		○	
		項目総合		○	
	19ブランチの周知活動			○	
	総合結果			総合結果	未

各項目における判定指標については、「評価のてびき」掲載の「総合相談窓口(ブランチ)事業評価指標」のとおり各項目において、評価指標を満たしていれば「○」、満たしていなければ「未」。
 ”項目総合”については当該項目内の全てが「○」ならば「○」、それ以外の場合は「△」。
 ”総合結果”については、全ての項目が「○」ならば「◎」それ以外の場合は「未」。